

後見センターレポート vol.27 (令和4年8月)

後見事務を行うに当たっての留意点 Part.3

前々号 (vol.25) から引き続き、後見事務を行うに当たって連絡票で寄せられる質問のうち頻度の高い幾つかを取り上げ、必要な報告や手続について紹介します。保佐人・補助人も、基本的には同様です。

1 本人が親族等に贈与等をする場合は、予め裁判所に報告する

後見センターレポート vol.25 にも記載しましたが、本人が第三者(親族、成年後見人も含む。)に対して、金銭を贈与したり、不動産や金銭を貸したり、保証人になるようなことは原則として認められません。例えば、親である本人が、子である成年後見人に金銭をあげたり、本人が所有する不動産を無償で貸すなどです。最近では、本人の孫に対する学費、高額な結婚祝いや相続税対策などが多いですが、これらも必要性や金額の相当性について慎重に検討してください。どうしても必要と考える場合は、予め裁判所に連絡してください。

2 立替金の精算は慎重に行い、特に高額・裏付け資料のない精算などについては、事前に連絡票で裁判所に連絡する

第三者(親族、成年後見人も含む。)が本人のために支出した必要な費用を立て替えた場合、本人の財産の中から支払、精算することになります。その際、支出の裏付けのほか、本人のために必要な費用であったのか、その費用が価格面で相当であったのかなどを領収書等の客観的な資料に基づき確認する必要があります。領収書等が存在しない場合の精算は、領収書等が存在しない理由や、存在しない中でどのような理由・根拠に基づき精算するのか、事前に連絡票で裁判所に連絡してください。

また、施設費、医療費、光熱費など定期的な支出は、立て替えるのではなく、なるべく本人口座からの引落としを利用してください。



3 遺産分割をするときには、本人の利益が損なわれていないか慎重に見極める

基本的には本人の法定相続分を確保する必要があります。そのため、法定相続分を下回るときには、法定相続分を下回ることとなった理由・根拠について説明を求められる場合があります。また、法定相続分のおり分割し本人に不利益がないように見えるときでも、本人の利益が損なわれていないか(例えば、本人に維持管理が困難な不動産を押し付けられていたり、他の相続人が取得することとなった不動産の価格が実勢価格よりかなり低く評価されていないか)、遺産分割協議書の条項間で整合しているか、約束事に漏れがないか(例えば、新たに遺産が発見された際の取り決めを忘れていないか)など慎重に検討してください。



なお、本人と成年後見人が相続人になっている遺産分割をする場合など、本人と成年後見人の利益が相反するときには、成年後見人が

本人を代表することができないため、特別代理人（保佐・補助の場合は臨時保佐人・臨時補助人）の選任申立てが必要になります。もっとも、監督人がすでに選任されている場合や、裁判所が遺産分割に際して監督人を選任する場合には、監督人が本人を代表するため、特別代理人の選任申立ては不要です。

4 本人の居住用不動産を処分するときは、居住用不動産の処分許可申立てをする

成年後見人は、本人に代わって、その居住の用に供する建物又はその敷地を処分するには、家庭裁判所の許可を得なければなりません。本人にとって、居住環境が変われば、その心身や生活に重大な影響が生じることになります。そこで、これらの処分については、特に慎重を期すため、裁判所の事前の許可を得なければならないとされています。

そのため、例えば、居住用不動産を売却するとして、居住用不動産の処分許可を求めるときには、本人の心身に与える影響（例えば、本人の帰住見込みはあるのか、今後の生活の本拠が確保されているのか、本人の意向はどうなのかなど）、財産管理面からみた処分の必要性（例えば、本人の資産状況、収支状況、今後本人に必要とされる費用、管理コストなどから、現時点において処分する必要があるのかなど）、相当性（例えば、本人が受ける不利益の程度、売却価格の相当性など）について、申立書に具体的に記載してください。なお、不動産の売却の許可を求めるときには査定書等価格の相当性を裏付ける資料も忘れずに提出してください。



また、「処分」には本人の不動産を売却するだけでなく、都営住宅の返還や、本人の不動産に対する賃貸借（使用貸借）の設定、解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分などが含まれます。例えば、親族後見人が、本人の所有する古い建物を解体し、本人との同居を前提とした建物を新築しようと考え、ただ建築資金は本人の所有する土地に抵当権を設定して金融機関から借り入れることとした場合には、本人の建物の解体と本人の土地に対する抵当権の設定の2つの許可が必要になります（さらに、本人の土地の使用権の設定についての許可が必要な場合もあります）。そのため、建築計画を立てても裁判所の許可が得られず、計画が頓挫する場合がありますので、計画を進める前に事前に連絡票で裁判所に連絡してください。

その他、後見事務について疑問があるときは、まずはハンドブック（Q&A付き）や東京家裁後見サイトの「よくある質問」を参照してください。他の成年後見人や監督人がいる場合は、そちらにご相談ください。

